

やうに書候と云々、此にげなど、申事を陣にきらふやうなる事を、みやうせんとは是をも云成、

〔源順馬名合〕一番左 山葉緋 ヤマノハノアケ 右 木下鹿毛 ヨノシタカケ 二番左 海河

原毛 アマノカバラケ 右 比佐加多の月鹿毛 ヒサカタノツキケ 三番左 輩原鶴駿 アシ

ハラツルフチ 右 何葉葦毛 ナニハニアシケ

四番左 安佐千不之虎毛 アサチフノクロ 右 緑乃青見

ケ 右 白糸之栗毛 シライトノクリケ 五番左 鳥玉黒 ムハタマノクロ 右

トリ乃アチ 六番左 神人之懸木綿鹿毛 カミヒトノカケツルユフカケ

鳥毛 アフサカノユフツクトリノケ 七番左 梅花粧毛 ムメ乃ハナノカスケ 右 相坂木綿付

木蠟毛 クルシキニ、ケ 八番左 海乃積磯菜草 アマノツムイソナクサ 右 久留志

毛 アメナルヒハリケ 九番左 無底井淵 ソコヒナキフチ 右 海乃多久奈者返留淵 アマ

乃タクナハノクリケ 十番左 和多都美乃腹白 和タツ見ノハラシロ 右 千者也不留神

黒チ ハヤフルノカミクロ

○按ズルニ、右引ク所ノ源順馬名合ノ歌ハ之ヲ省略、セリ、

〔吾妻鏡十一〕建久二年十一月廿二日丁卯、多好方等欲歸洛之間、自政所賜餉物、行政、仲業、家光等奉行之、其上有別祿馬十二疋云云、

自幕下引給御馬

一疋おほくりげ

一疋つきげ

一疋くりげこびたい

一疋さゝつきのひばりげ

一疋あくりくろ

一疋こかげ

一疋くろぶち

一疋くろ

一疋ぞらくりげ

一疋をほあしげ

一疋くりげきめびたい

一疋かげ

參河守被引馬